

【問い合わせ先】

警備救難部警備課専門官 村田

電話：3591-9795(直通)

3591-6361(内線5606)



海上保安庁創設60周年記念
平成20年6月11日

海上保安庁

「領海等における外国船舶の航行に関する法律」の施行について

第169回国会において成立した「領海等における外国船舶の航行に関する法律」は、本日公布され、7月1日から施行されます。また、「領海等における外国船舶の航行に関する法律施行規則」を制定し、同法施行の日(7月1日)から施行します。

それぞれの概要は、以下のとおりです。

なお、海上保安庁においては、この制度について、訪船指導の機会を捉え、また、海事関係団体や当庁ホームページ等を通じて、添付のリーフレットを利用して周知を図ることとしています。

1. 「領海等における外国船舶の航行に関する法律」の概要

この法律は、我が国の領海及び内水(以下「領海等」という。)における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、領海等の安全を確保するため、主に以下の事項を定めるものです。

(1) 領海等における外国船舶の航行方法

領海等における外国船舶の航行は、継続的かつ迅速に行われるものでなければならないこととする。

外国船舶の船長等は、当該外国船舶に次の航行をさせてはならないこととする。

イ 領海等においては、荒天、海難その他の危難を避ける場合等のやむを得ない理由がある場合を除き、停留、びよう泊、係留、はいかい等を伴う航行

ロ さらに、内水(新内水を除く。)においては、上記イのやむを得ない理由がある場合を除き、我が国の港への出入りを目的としない航行

「新内水」とは、我が国の内水のうち領海及び接続水域に関する法律(昭和52年法律第30号)第2条第1項に規定する直線基線により新たに内水となった部分をいう。

(2) 外国船舶の通報義務

外国船舶の船長は、領海等において、当該外国船舶に停留等をさせる必要がある場合等は、その理由が明らかな場合を除き、あらかじめ、その理由等を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないこととする。

(3) 外国船舶に対する立入検査及び退去命令

海上保安庁長官は、領海等において現に停留等を伴う航行等を行っている外国船舶と思量され

る船舶について、この法律の目的を達成するため、その理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶への立入検査をさせることができることとするとともに、立入検査の結果、当該船舶の船長が(1)に違反していると認めるときは、当該船長に対し、領海等からの退去を命ずることができることとする。

2. 「領海等における外国船舶の航行に関する法律施行規則」の概要

「領海等における外国船舶の航行に関する法律施行規則」は、この法律の規定に基づき、主に以下の事項を定めるものです。

(1) やむを得ない理由がある場合

1.(1)の「やむを得ない理由がある場合」として、法律に例示している場合のほか、天災等の不可抗力により操船が著しく困難である場合、国の行政機関等の委託を受けた作業や行政庁の許可等に基づいて行う業務等を遂行するため不可欠である場合等を定める。

(2) 通報の方法等

1.(2)の通報について、無線その他のなるべく早く到達するような手段により行うこと、法律に例示しているもののほかに停留等をさせようとする位置、日時等を通報すること、通報が免除される場合として行政指導に従って停留等をさせようとする場合及び水先法に基づいて水先人を乗り込ませるために信号旗を掲げて停留等をさせようとする場合を定める。

(3) その他

1.(3)の海上保安庁長官の権限を当該外国船舶が現に航行している海域を管轄する管区海上保安本部長に委任することを定める。

外国船舶へのお知らせ

～日本の領海等における航行方法について～

2008年7月1日

「領海等における外国船舶の航行に関する法律」が施行されます。

基本のルール

領海及び内水における外国船舶の航行は、**継続的かつ迅速**に行わなければなりません。

禁止行為

外国船舶は、日本の領海等において、原則として次の行為を伴う航行をすることはできません。

- 停留^(※)、びょう泊^(※)、係留^(※)、はいかい等の行為（※ 港の中で行うものを除く。）
- 日本の港への出入りを目的としない内水（瀬戸内海等）の航行

ただし、次のやむを得ない理由がある場合は除外されます。

(1) 荒天、海難その他の危難を避ける場合 (2) 人命、他の船舶又は航空機を救助する場合 (3) 船体若しくは機関の重大な損傷又は天災その他の不可抗力により操船が著しく困難である場合 (4) 海上衝突予防法その他の法令の規定を遵守する場合 (5) 行政指導に従う場合 (6) 次に掲げる業務、工事又は作業の円滑かつ効率的な遂行を図るため不可欠である場合 ① 国の行政機関等の委託又は請負契約により行う業務等 ② 行政庁の許可等に基づいて行う業務等及び行政庁に対する届出その他の行為に従って行う業務等並びにこれらに準ずる業務等 (7) 領海等に入域した後に入港をしようとする港が変更された場合において、変更後の港に継続的かつ迅速に向かう場合

事前通報義務

外国船舶の船長等は、上記のやむを得ない理由があつて、日本の領海等において上記の行為をする必要があるときは、所定の事項をあらかじめ海上保安庁に通報しなければなりません。

通報事項

① 名称 ② IMO番号 ③ 船種 ④ 国籍 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 所有者の氏名又は名称及び住所 ⑧ 運航者の氏名又は名称及び住所 ⑨ 船長等の氏名 ⑩ 通報者の氏名又は名称及び住所 ⑪ 通報の時点における当該外国船舶の位置 ⑫ 停留等又は通過航行をさせようとする理由 ⑬ 停留等をさせようとする位置及び日時又は通過航行をさせようとする海域並びに当該海域に入域させようとする位置及び日時 ⑭ 出港地及び寄港地 ⑮ 積荷の種類及び数量 ⑯ 呼出符号及びMMSI番号 ⑰ 海上保安庁との連絡方法

ただし、次の場合は除外されます。

- ① 行政庁の命令その他の処分に基づいて、又は行政指導に従って上記の行為をする場合
- ② 水先人を乗り込ませるために、水先人を乗り込ませる旨の国際信号旗を掲げて停留等をする場合

★ 禁止行為を行っている場合は・・・

- ・海上保安庁の巡視船艇から、立入検査を求められる場合があります。
- ・立入検査の結果、やむを得ない理由がないのに禁止行為を行っていた場合には、領海外への退去を命じられることがあります。

※これらに従わない場合は法律により罰せられることがありますのでご注意ください。

※詳しくは法令をご確認ください。

事前通報を国際VHFで行う場合の通報先

呼出名称		事務所
ほっかいどうほあん	HOKKAIDO COAST GUARD RADIO	第一管区海上保安本部 運用司令センター
しおがまほあん	SHIOGAMA COAST GUARD RADIO	第二管区海上保安本部 運用司令センター
よこはまほあん	YOKOHAMA COAST GUARD RADIO	第三管区海上保安本部 運用司令センター
なごやほあん	NAGOYA COAST GUARD RADIO	第四管区海上保安本部 運用司令センター
こうべほあん	KOBE COAST GUARD RADIO	第五管区海上保安本部 運用司令センター
ひろしまほあん	HIROSHIMA COAST GUARD RADIO	第六管区海上保安本部 運用司令センター
もじほあん	MOJI COAST GURAD RADIO	第七管区海上保安本部 運用司令センター
まいづるほあん	MAIZURU COAST GUARD RADIO	第八管区海上保安本部 運用司令センター
にいがたほあん	NIIGATA COAST GUARD RADIO	第九管区海上保安本部 運用司令センター
かごしまほあん	KAGOSHIMA COAST GUARD RADIO	第十管区海上保安本部 運用司令センター
おきなわほあん	OKINAWA COAST GUARD RADIO	第十一管区海上保安本部 運用司令センター

お問い合わせは最寄りの管区海上保安本部まで

機関名	所在地	電話番号(内線)
第一管区海上保安本部 警備課	北海道小樽市港町5-3	0134-27-0118(3112)
第二管区海上保安本部 警備課	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111(3117)
第三管区海上保安本部 警備課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118(3115)
第四管区海上保安本部 警備課	愛知県名古屋市中区入船2-3-12	052-661-1611(3117)
第五管区海上保安本部 警備課	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551(3121)
第六管区海上保安本部 警備課	広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111(3121)
第七管区海上保安本部 警備課	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931(3115)
第八管区海上保安本部 警備課	京都府舞鶴市字下福井901	0773-76-4100(3112)
第九管区海上保安本部 警備課	新潟県新潟市中央区万代2-2-1	025-245-0118(3115)
第十管区海上保安本部 警備課	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800(3117)
第十一管区海上保安本部 警備課	沖縄県那覇市港町2-11-1	098-867-0118(3121)

海上保安庁ホームページ (<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>) もご覧ください。

